

# 小作争議調査表

No. 23

(月報番號第

24號)

(昭和九年四月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	宗像郡車仰町吉田能		
	終 熄	昭和九年一月十五日	
場 所	宗像郡車仰町吉田能	發 生	昭和九年四月十二日
關係人員	地主 阿部三午 小作人 村上助吉	關係地 種類面積	由一段六畝五步
地主關係團體	十	小作人關係團體	日農九州同盟會田熊支部
原因	小作人口會同を理由に昭和七八年度の小作料三石五斗三升を納入せしむるに 阿部三午の督促を以て納入し、後、小作料を以て小作料の申請を以てし、		
要 求 事 項	昭和七年度小作料全額要求 昭和八年度小作料全額要求		
經 過	小作人口調停の不利を以て、昭和七年度四割五分減額、昭和八年度一割減額を承諾し、二月五日迄納入し、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。		
結 果	一、外、續々、償金小作せむ。二、小作人、小作料を毎年一月十五日迄に地主に納入し、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。三、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。四、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。五、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。六、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。七、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。八、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。九、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。十、小作人、地主は、地主の請求を以て、調停を以て解決す。		

備 考
